

受動喫煙対策の見直しに関する議論のとりまとめ

- 受動喫煙対策専門委員会は、平成30年改正健康増進法の5年後見直しの規定に基づき、改正法の附帯決議に示された事項等の施行状況等を確認し、議論を行ってきた。
- 本とりまとめは、委員会での議論を踏まえ、今後の施策検討や改善に資する基本的な考え方を示したものである。

1 第一種施設(学校等)の屋外喫煙所の設置について

- ・ 第一種施設は、原則敷地内禁煙。屋外に喫煙場所の設置は可能。

現行制度を維持

- 敷地内全面禁煙とした場合、敷地外での喫煙によって、近隣施設等との摩擦が起こるおそれがあるという事情により、喫煙場所を設けることを許容した創設当時の経緯を踏まえ、現状維持としつつ、今後、第一種施設近隣での実態を調査した上で必要な対策を検討する。

2 既存特定飲食提供施設の特例措置について

- ・ 施行当時存在した小さな飲食店は食事をしながら喫煙が可能。【経過措置】

経過措置を継続

- コロナ禍の3年間は感染症対策が最優先事項であったため、3年後を目途に、特例措置の継続も含めた検討を改めて行うこととする。

3 指定たばこ(加熱式たばこ)の取り扱いについて

- ・ 加熱式たばこに限って、食事などをしながら喫煙ができる「加熱式たばこ専用喫煙室」の設置が可能。【経過措置】

経過措置を継続

- 加熱式たばこの副流煙中に有害物質が含まれることは報告されている。人体への影響については、現時点で科学的知見が十分に蓄積されているとはいえないことから、現時点では、加熱式たばこに関する取り扱いは継続した上で、引き続き、研究を進め、国内外の知見を収集する。
- 一方で、現時点で判明している健康影響についてはわかりやすく国民の皆様へお知らせする。

4 喫煙目的施設の要件等について

- ・ 喫煙を主目的とするバー・スナック等については、施設内で喫煙が可能。

届出制度新設(省令改正)

- 施設に認識を促し、自治体から情報を受けることができるよう、省令を改正し、喫煙目的施設(喫煙を主目的とするバー・スナック等)についても、届出を求めることとする。

- 「望まない受動喫煙」の防止を実現するため、関係団体の協力を得て、改めて標識掲示について周知徹底を行う。また、法令の規定の範囲内で、これまでの標識例とは別に、よりシンプルな標識の例について検討する。
- 喫煙目的施設の届出制度の導入から3年を目途に、既存特定飲食提供施設の特例措置の検討を行うこととする。なお、その際、喫煙目的施設についても届出制度等を通じて明らかになった実態を確認する。加熱式たばこの健康影響については継続して知見の収集等を行い、本委員会に進捗状況を報告するとともに、新たな知見が得られた段階で検討をする。